

医療機関窓口での徴収額の計算例

医療機関窓口での徴収額の計算例は下記のとおりです。システム改修の際の資料としてご活用ください。

1 通常の3割会計

パターン	a	b	c	d	説明
	レセプト点数	総医療費	一部負担金	受給者会計 (医療機関徴収額)	
		$a \times 10$ 円	$b \times 3$ 割 (10円未満四捨五入)	$c \times 1/2$ (10円未満切り上げ)	
1	100点	1,000円	300円	150円	基本的には、点数から一部負担金を計算し、その額の1/2を徴収する。
2	123点	1,230円	370円	190円	一部負担金の1/2に10円未満の端数が出た場合、受給者会計を切り上げる。切り上げは、1会計ごと(領収書発行ごと)になり、「前回切り上げたため今回は切り捨てる」ような計算は行わない。

2 公費や限度額適用認定証の適用有り

パターン	a	b	c	d	説明
	レセプト点数	総医療費	一部負担金	受給者会計 (医療機関徴収額)	
		$a \times 10$ 円	(各制度による)	$c \times 1/2$ (10円未満切り上げ)	
1	1,000点	10,000円	2,000円	1,000円	小児慢性疾患公費有り(2割会計)のときは、公費を適用し、適用後生じる一部負担金の1/2を受給者から徴収する。
2	10,000点	100,000円	5,000円	2,500円	小児慢性疾患公費有り、自己負担上限(例5,000円)到達のときは、上限額の1/2を受給者から徴収する。
3	15,000点	150,000円	35,400円	17,700円	限度額適用認定証があり、区分オの自己負担上限(35,400円)到達のときは、上限額の1/2を受給者から徴収する。
4	26,710点	267,100円	80,101円	40,060円	区分ア、イ、ウの限度額適用のように1円単位の一部負担金が生じる場合も「一部負担金の1/2の額の、10円未満を切り上げた額」を徴収する。 ※この例はあくまで「外来、かつ、区分ウの限度額到達」の計算例。入院の場合は5,000円が受給者会計の上限。

※ 小学生医療費助成制度としては、外来の自己負担額の上限はありません。ただし、入院については、表面記載のとおり5,000円の上限があります。

担当	健康福祉部健康増進課医療給付係 TEL : 0197-34-2902 (ダイヤルイン) FAX : 0197-51-2373
----	--